

規制の事前評価書

政策の名称	非稼働病床の削減要請・勧告		担当部署名	医政局総務課	作成責任者名	総務課長 土生 栄二	評価実施時期	平成26年2月
法令案等の名称・関連条項	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案による改正後の医療法(昭和23年法律第205号)(以下「新医療法」といいます。)第30条の12							
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【現状及び問題点】 社会保障制度改革国民会議の「社会保障制度改革国民会議 報告書 ～確かな社会保障を将来世代に伝えるための道筋～」(平成25年8月6日)において指摘されているとおり、高齢化に伴い患者が急増することによって、医療需要が量的に増加するだけでなく、疾病構造も変化し、求められる医療もそれに合わせた形で変化する中で、医療資源を有効に活用し、より質の高い医療提供体制を実現するため、医療機能の分化・連携を推進することが課題となっています。</p> <p>【規制の目的、内容】 ・ 医療法第7条の2第3項において、公的医療機関の開設者又は管理者に対する非稼働病床の削減命令が認められていることを踏まえ、都道府県知事は、医療計画の達成に特に必要があると認めるときは、公的医療機関以外の医療機関の開設者又は管理者に対し、非稼働病床の削減要請や勧告ができることとします。(新医療法第30条の12第1項及び第2項) ・ 上記の勧告に従わなかった場合、都道府県知事は、その旨の公表、地域医療支援病院や特定機能病院の承認の取消しの措置を講ずることとします。(新医療法第30条の12第3項及び第29条第3項及び第4項)</p> <p>【規制の必要性】 ・ 地域において非稼働病床が放置され、当該病床がどのような病床の機能を担うのかが明らかでない状況では、実効的な地域医療構想の策定に支障が生じることになります。 ・ このため、公的医療機関以外の医療機関に対し、非稼働病床の削減要請や勧告の措置を講ずることにより、地域の病床の実情に応じた地域医療構想の策定が可能となるようにする必要があります。</p>							
想定される代替案	都道府県知事は、医療計画の達成に特に必要があると認めるときは、公的医療機関以外の医療機関の開設者又は管理者に対し、非稼働病床の削減要請や勧告ができることとしますが、これに従わなかった場合でも、その旨の公表や、地域医療支援病院や特定機能病院の承認の取消しといった措置はとらないこととします。							
規制の費用	費用の要素	代替案の場合						
1 遵守費用	非稼働病床の削除要請や勧告を受けた医療機関について、これに従う必要が生じ、そのための費用が発生します。	地域医療構想の達成に際して、非稼働病床を有するもの都道府県の削除要請や勧告に従わない医療機関が、改正案の場合に比して増加する可能性があり、それ以外の医療機関に、追加的な負担等の影響が発生するおそれがあります。						
2 行政費用	都道府県において、非稼働病床を有する医療機関に対する削除要請や勧告にかかる費用が発生します。	都道府県において、地域医療構想の達成に際して、非稼働病床を有する医療機関にかかる代替措置を講ずる必要が生じ、当該措置のための費用が発生します。						
3 その他の社会的費用	特段の社会的費用は発生しないものと考えられます。	特段の社会的費用は発生しないものと考えられます。						
規制の便益	便益の要素	代替案の場合						
	都道府県において策定する地域医療構想実現の推進が図られ、病床機能の分化と連携による医療資源の有効活用が進むことが期待されます。	改正案と同様の便益を発生させるためには、非稼働病床を有する医療機関にかかる代替措置を講ずるべく、関係者間で調整の必要があり、地域において当該医療機関以外の医療機関に追加的な負担等の影響が発生するおそれがあります。調整を行わない場合には、地域医療構想達成の確実性が損なわれ、改正案に比して便益が減少すると考えられます。						
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	改正案では、代替案に比して、非稼働病床を有する医療機関において非稼働病床の削除要請や勧告に従うための費用が一定程度多く発生し、また、都道府県が公表等を行うための費用も発生しますが、地域医療構想達成の効果的な推進を通じて、地域医療の総合的な質の向上といった便益が確実に還元されるものと考えられます。この便益は、将来世代にわたり享受できるものです。さらに、代替案の場合、必要な調整を行わなければ、代替案のほうが改正案に比して便益が減少すると想定されることから、改正案を採用することが望ましいと考えられます。							
有識者の見解その他関連事項	社会保障審議会医療部会「医療法等改正に関する意見」(平成25年12月27日)(抄) 仮に、「協議の場」の合意に従わない一部医療機関が現れ、地域医療ビジョンで定めた必要量に照らして過剰な医療機能の病床をさらに増やそうとする場合や、何らかの事情により「協議の場」が機能しなくなり、機能分化・連携が進まない場合等については、これに対処するために、都道府県の役割として、以下の措置を設ける必要がある。 [既存医療機関による医療機能の転換] ②「協議の場」が何らかの事情により機能しなくなり、医療機関の自主的な取組だけでは機能分化・連携が進まない場合 ・ 現行の医療法において、都道府県知事は、医療審議会の意見を聴いた上で、公的医療機関等の一定期間稼働していない病床の削減を命令することができることとなっているが、これに加えて、都道府県知事は、医療審議会の意見を聴いて、公的医療機関等以外の医療機関の一定期間稼働していない病床についても、一定期限までの稼働又は削減の要請を行うことができることとする。 ・ 医療機関が都道府県知事の要請等に従わない場合には、上記①の場合のイ・ロの措置(※)を講ずることができることとする。 (※)イ 医療機関名の公表 ロ 各種補助金の交付対象や福祉医療機構の融資対象からの除外							
レビューを行う時期又は条件	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案の附則において、この法律の公布後必要に応じ、地域における病床の機能の分化及び連携の推進の状況等を勘案し、更なる病床の機能の分化及び連携の推進の方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする検討規定を設けており、当該規定に基づき、検討を行います。							